

育休復帰後に利用できる 制度のご紹介

育児のための部分休業

部分休業とはどんなお休み？

小学校就学の始期に達する子の養育のため勤務時間の始め又は終わりに**1日2時間以内**30分単位で取得することができる休暇です

給与にはどんな影響が？

毎月、部分休業実績簿を提出して頂きます。
その実績を基に、
部分休業を取得した分は無給となるため、翌月の給与から減額されます。



部分休取得の例

例①

8:30~9:00

16:00~17:00で取得

例②

15:00~17:00で
取得



生活スタイルに合わせて取得できます！

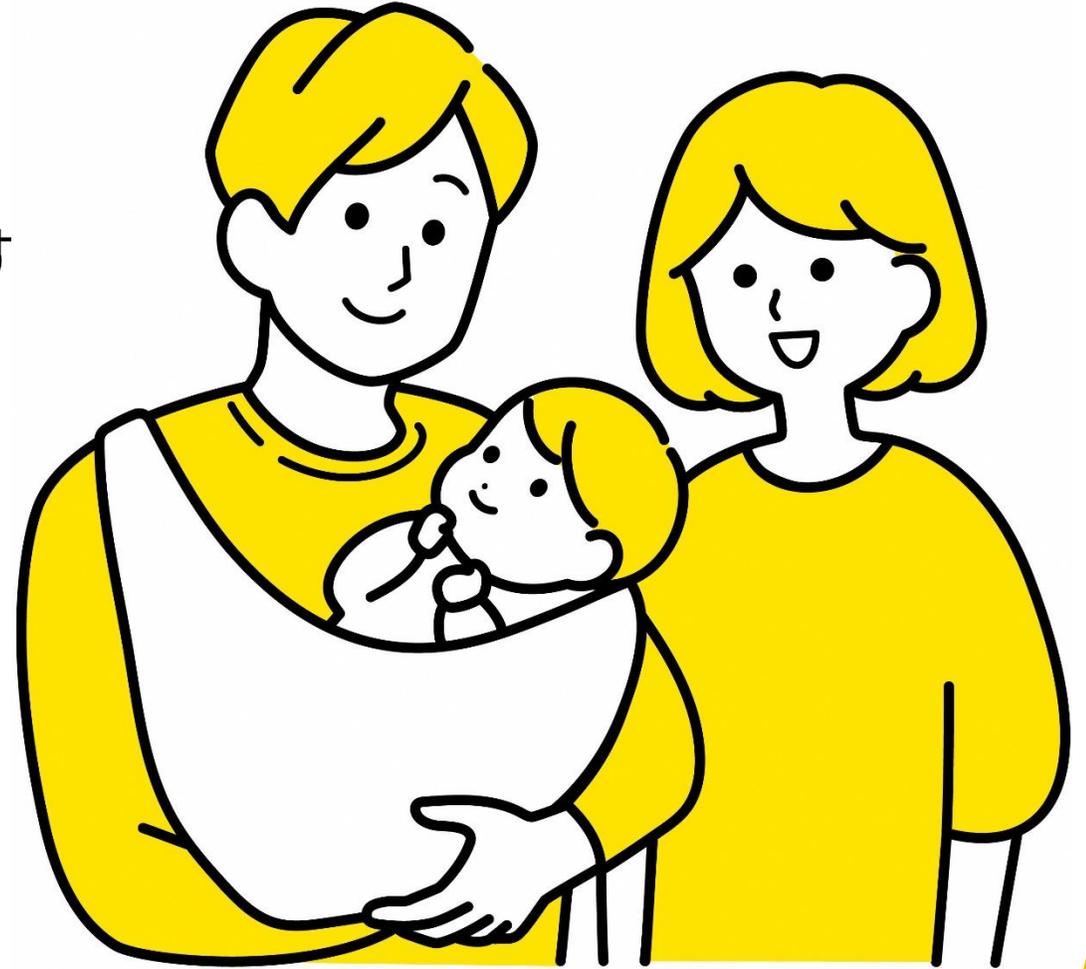
育児資金について

育児資金とは？

満3歳未満の子をお持ちの看護職員に対して
月額20,000円を上限として貸付を行う仕組みです
子が3歳になる月まで貸付を受けることができ、
貸付月数と同じ期間を勤務することで
返還が免除になります。

返還期間中に退職する場合は

返還期間中に退職した場合は、
貸付金額の全額を現金にて
返還して頂きます。
時期によって率は変化しますが、
数%の利子も発生します。



院内保育所について

「あおたけ」とは？

働く職員の福利厚生として、
院内保育所「あおたけ」があります。
夜間保育や一時保育も実施しており、
安心してお子様を預けることができます。

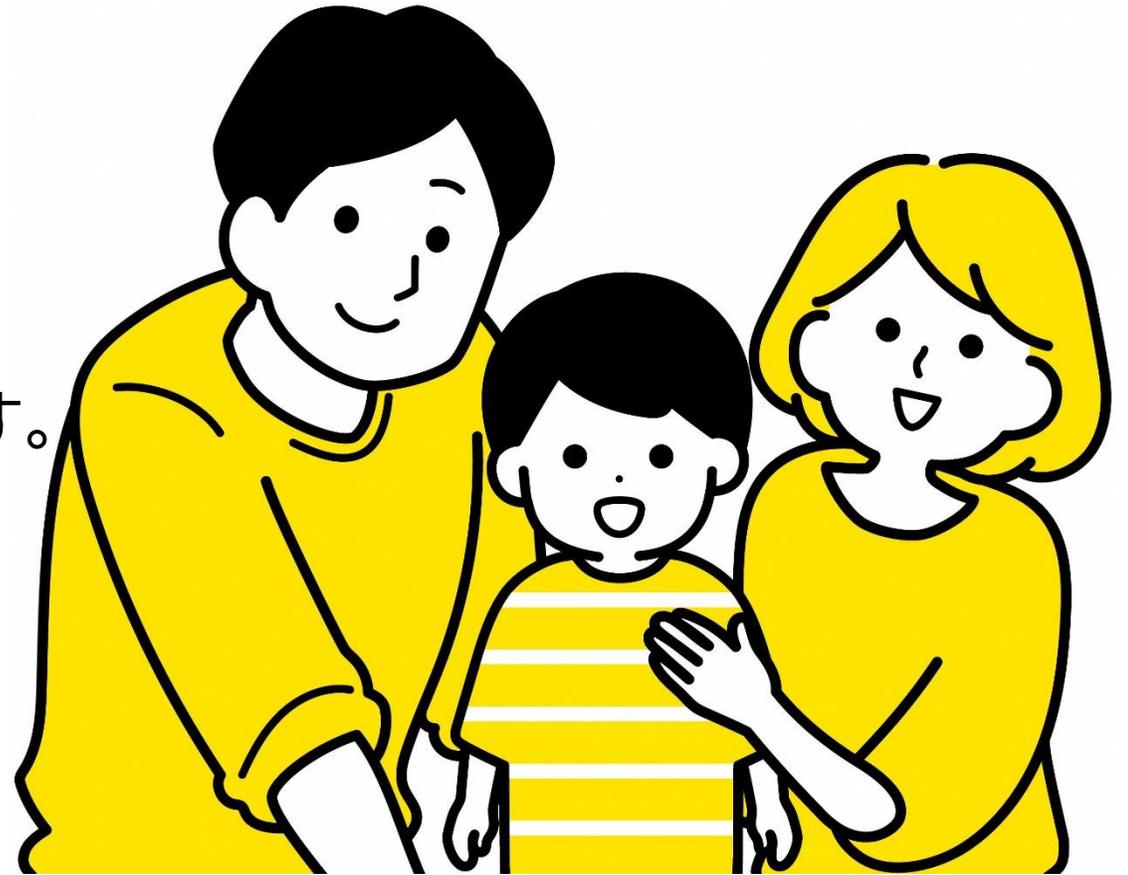
利用料について

通常保育：月額40,000円

※1人目の場合

一時保育：日額最大2,000円

※利用時間により料金変動



夜間勤務の免除

子が**満6歳**になって初めて迎える**3月31日**まで
請求することが可能です。

ただし、以下の条件のいずれかを満たす必要があります。

- ①配偶者が深夜において常時勤務している
- ②配偶者が負傷、疾病、身体上または
精神上的の障害により養育が困難である
- ③産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)
又は産後8週間以内である

夜勤に関しては、**看護局にご相談ください**

